

うなぎ稚魚たも網漁業

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、愛知県漁業調整規則（令和2年11月20日県規則第71号。以下「規則」という。）第4条第1項第13号に規定するうなぎ稚魚漁業のうちうなぎ稚魚たも網漁業につき、規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数及びその他の制限措置

（1）漁業種類

うなぎ稚魚たも網漁業

（2）許可をすべき漁業者の数

5人

（3）操業区域

伊勢湾、三河湾、渥美外海及び県内河川（第5種共同漁業権区域を除く。）

（4）漁業時期

12月21日から翌年4月25日まで

（5）漁業を営む者の資格

県内に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年10月14日（火）午前8時45分から令和7年11月14日（金）午後5時30分まで

3 備考

（1）この許可の有効期間は、令和7年12月1日（月）から令和8年11月30日（月）までとする。

（2）この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 使用する漁具はたも網（火光を利用して使用するものを含む。）に限る。

イ 陸岸以外から採捕してはならない。

ウ 採捕する者は、許可を受けた者及び許可証に記載した漁業従事者に限る。

エ 許可を受けた者は、漁業従事者証を作成し、県の確認を受けなければならない。

オ 採捕にあたって漁業従事者は、漁業従事者証を携帯しなければならない。また、漁業時期終了後は、速やかに当該漁業従事者証を許可を受けた者に返納しなければならない。

カ 知事がうなぎ養殖業の池入数量の管理のために必要があるとして、漁業時期の短縮を通知した場合には、採捕を停止しなければならない。

キ 許可を受けた者は、漁獲量及び出荷先毎の出荷数量を月毎に翌月10日までに知事に報告しなければならない。

(3) 規則第11条第6項に規定するくじは、愛知県において行うものとする。

令和7年10月10日

愛知県知事 大村秀章